

中小企業投資促進税制

Q : 中小企業には、中小企業投資促進税制という制度があり、設備投資等をすると税制上の恩典があるとか。どんな内容なのか？

A : 一定の設備投資をした場合には、特別償却又は税額控除が受けられることになっています。

【解説】

中小企業投資促進税制の概要は、次のとおりです。

① 対象者

青色申告法人である中小企業者等（税額控除は資本金3千万以下の法人に適用あり）

② 対象設備

- ・ 機械及び装置
- ・ 器具及び備品（電子計算機、デジタル複合機の2品目）
- ・ 一定の自社利用ソフトウェア
- ・ 普通貨物自動車
- ・ 内航船舶

③ 取得価額

機械及び装置・・・160万円以上／1台
器具及び備品・・・120万円以上／1台
ソフトウェア・・・70万円以上

④ 特別償却又は税額控除

イ. 特別償却＝取得価額×30%

ロ. 税額控除＝取得価額×7%

※取得又は製作の場合はイ又はロの選択ができ、リースの場合はロの適用だけとなります。

